

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金(海外取引企業信用調査)
補助事業等の目標	市内工業者が海外市場を相手に取引を行う場合に係る経費の一部を補助することで、国際市場を相手に取引のできる企業の育成を図る。
補助事業等の対象者	海外取引企業の信用調査を専門機関に委託し調査を行った市内工業者
補助対象経費	信用調査に要した委託料。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で、10万円を限度とし、その経費の3分の1以内の額。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの提出書類をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成9年4月1日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 海外取引にはリスクを伴うため、企業育成の立場から継続的な補助が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者(件数)、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 諏訪市海外取引企業信用調査補助金交付申請書(様式第2号—1) (2) 委託料の支払が確認できる書類。(領収書等)
提出書類	(1) 諏訪市海外取引企業信用調査補助金交付申請書(様式第2号—1) (2) 委託料の支払が確認できる書類。(領収書等) 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日 施行)